

平成 23 年度当初予算編成方針

(国の財政と地方財政の動向)

わが国の景気動向については、平成 20 年 9 月のリーマンショック（アメリカの証券会社リーマンブラザーズの破綻）後の激しく深い景気後退を経て、現在は、持ち直し局面にあるとされており、内閣府の分析では、昨年度の実質経済成長率がマイナス 2.0%であったものを、今年度についてはプラス 2.6%程度の成長を見込んでおります。

また、国の来年度予算については、本年 7 月に「平成 23 年度予算の概算要求組み替え基準」を定め、予算配分を省庁を越えて大胆に組み替えることで、財政規律を維持しつつ、国民目線・国益に立脚した予算構造に改め、「元気な日本」を復活させることとしています。こうしたことから、国・地方ともに、その財政環境は多少の明るさが見え始めるものと考えられます。

他方、国が本年 6 月に策定した「中期財政フレーム」では、「地方一般財源の総額は、平成 22 年度の水準を下回らないようにする」としているものの、同時に策定した「地域主権戦略大綱」では、「国庫補助金等の一括交付金化」を推進することが掲げられており、国庫支出金に対する地方の自由度が高まる半面、国の歳出削減の動きの中でその総額が十分に確保されるのかが不透明であり、地方財政への影響が懸念されています。

(本市の平成 23 年度の財政見通し)

こうした状況を踏まえ、平成 23 年度の本市の財政状況を一般財源ベースで次のとおり見通します。

歳入面においては、市税では、法人市民税が平成 22 年度当初予算比で減少するものの、個人市民税が増加することで、市税全体としては増収が見込まれます。

地方交付税については、平成 22 年度当初予算比で増額が見込まれ、その結果、一般財源の総額は、今年度当初予算を上回ると見通します。

歳出面においては、人件費では、退職者の増加に伴い退職手当が上昇することなどにより対前年度比で増額となり、公債費では、大型事業の借入金の返済が着実に進んだことにより対前年度比で減額となります。また、扶助費では、生活保護費の上昇などに伴い対前年度比で増額となりますが、人件費・公債費・扶助費を合わせた義務的経費としては減額になるものと見込みます。

歳出の一般財源全体でも、今年度当初予算を下回る見通しですが、歳入の一般財源の総額を上回り、財政調整基金の取崩しを行わなければ財源不足となるものと見通します。

以上から、平成 23 年度は、当初予算の段階から約 5 億 3 千万円の財政調整基金の取崩しを余儀なくされた平成 22 年度よりは改善するものの、依然として厳しい財政状況が続くと見通します。

(平成 23 年度予算編成方針)

平成 23 年度の予算編成は、次の方針により取り組むこととします。

- 1 第 1 次加賀市総合計画中期実施計画（平成 22 年 9 月策定。以下「中期実施計画」という。）に基づき、「政策基本方針を実現するための事業」及び「主要プロジェクト」を始めとした事業計画を推進します。
- 2 現行の地方財政制度を基本とし「年間総合予算」の編成作業を行いますが、「国庫補助金の一括交付金化」などの大きな制度の変更が想定されることから、一括交付金化への対応に相当の時間を要すると見込まれる場合は、当該関係予算について

は補正予算で対応することとします。

- 3 限られた財源の中で、「自主・自律性の高い財政運営」を目指し、より一層の事業の厳選と経費の抑制を行うこととし、各部局に対する予算要求の上限（シーリング）を設定した上で、財政担当において一件（事業）ごとに査定を行う方式を継続します。
- 4 一般財源の配分方針及びシーリングの設定は、別紙のとおりとします。
- 5 経常的経費では、加賀市中期財政計画（平成 22 年 9 月策定。以下「中期財政計画」という。）に基づき、民間委託の推進や施設修繕の計画的な実施など、あらゆる分野における経費削減と各年度経費の平準化を図ります。
- 6 政策的経費については、中期実施計画の中で特に新規展開又は拡充を図る事業に充てる「政策課題推進枠」を設けるとともに、最重点施策・重点施策について優先的に措置し、本年 11 月に実施予定の「（仮称）主要な事業に係る公開討論会」や「行政評価（平成 21 年度事務事業）」の結果を予算編成に反映させます。
- 7 事業の財源は、国県の補助メニューや関係外郭団体の助成制度を積極的に活用することとします。
- 8 市債は、後年度における交付税算入措置がある有利な合併特例債や過疎債を計画的に活用します。

平成 23 年度当初予算編成にかかる一般財源の配分方針

1 管理的経費

義務的経費【人件費、義務的扶助費、公債費】

配分額：必要見込額（別途推計額）

義務的経費以外の管理的経費

配分額：前年度当初予算から一般財源ベースで 2.0%

ただし、長期継続契約に基づく経費、電算経費などのうち調整が困難と認められる経費は必要見込額

2 政策的経費

中期実施計画における最重点施策に要する事業費

【子育て経済負担の軽減や公共交通サービスの充実など、市長のマニフェストに基づく事業費】

配分額：中期実施計画における登載額を上限とする。

中期実施計画における重点施策に要する事業費

【地球温暖化防止活動の推進や教育環境の充実などの主要プロジェクト事業費】

配分額：中期実施計画における登載額を上限とする。

中期実施計画の中で、特に「新規展開又は拡充」を図るために要する事業費

配分額：1 億円（全部局における一般財源ベース）

上記以外の政策的経費

配分額：前年度当初予算から一般財源ベースで 11.0%

ただし、一部事務組合などの負担金、債務負担行為設定済分など、調整が困難と認められる経費は必要見込額

必要見込額については、推計及び積算精度を高めること。